

## 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ○○会（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、福山市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難支援について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその者を介護する者をいう。

### （受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に出来る限り応じるよう努めるものとする。

### （指定する施設）

第4条 福祉避難所を設置する福祉施設は、別表のとおりとする。

### （手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、名前、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、名前、連絡先

### （福祉避難所の開設）

第6条 乙は、第3条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

### （福祉避難所の運営）

第7条 乙は、対象者への相談等に応じるとともに日常生活上の支援や状況の急変等に応じたの関係機関への連絡又は斡旋を行うものとする。

### （経費の負担）

第8条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、所要の実費を甲が

負担するが、介護保険法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の例により算定したショートステイの単価を超えないものとする。

(管理運営の期間)

第9条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(対象者の移送)

第11条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た対象者又はその家族等の固有の情報を、対象者等の生命身体に危険のある場合を除き外部に漏らしてはならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は 年(令和〇〇年)3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかより期間満了の1月前までに異議の申し立てがない限り、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年(令和 年) 月 日

甲 広島県福山市東桜町3番5号  
福山市長 枝廣 直幹

乙

## (協定施設一覧)

施設名	住所
宣山荘	駅家町大字大橋 1036 番地 3
悠芳苑	熊野町乙甲 1630 番地
桜	神村町 5 2 3 4 番地 3
ジョイトピアおおさ	新市町大字下安井 3500 番地
ジョイトピアしんいち	新市町大字下安井 3510 番地
静方園	神辺町字湯野 30 番地 9
鳥還荘	沼隈町大字中山南 265 番地 2
幸楽園	蔵王町字大山 159 番地 14
藤江荘	藤江町 231 番地 1
新山荘	駅家町大字新山 3578 番地 2
リーフ新市	新市町大字戸手 2327 番地
リーフ神辺	神辺町大字川北 1482 番地
手城福助苑	手城町三丁目 10 番 13 号
サンサンホーム	神辺町字東中条 610 番地 16
福山福寿園	赤坂町大字早戸 1483 番地
エクセル鞆の浦	田尻町 4115 番地
エクセル福山	水呑町 4433 番地
夢ハウス	港町二丁目 12 番 1 号
松風園	加茂町字上加茂 33 番地
むつみ苑	内海町口 2825 番地 3
プレジール箕島	箕島町 7504 番地 3
アルカディアせんだ	千田町二丁目 5 番 10 号
くさど	草戸町五丁目 8 番 24 号
しんがい	新涯町三丁目 19 番 27 号
ゆめの杜	千田町大字千田 2591 番地 1
すず	駅家町大字法成寺 108 番地 1
「ゼノ」やまびこ学園成人部	沼隈町草深 1212 番地
指定障害者支援施設 「ゼノ」なごみの家	沼隈町草深 1106 番地 1
ゆめサポート・バク	神辺町東中条 301 番地 6
あかつき	神辺町八尋 951 番地 4
ゆめの木・わかば	沼隈町草深 1694 番地 1
「ゼノ」Home 青雲	沼隈町草深 1228 番地
障害者支援施設 ローズ東村	福山市東村町 130 番地 5
希望の広場	大門町六丁目 15 番 13 号
障害福祉サービス事業所 風	千田町二丁目 15 番 25 号
いこいの家	加茂町上加茂 816 番地 1
春日寮	青葉台一丁目 20 番 1 号
ウイズ	加茂町上加茂 805 番地 1
青葉	青葉台一丁目 20 番 1 号
せんだんの家	加茂町上加茂 811 番地
ほほえみ	加茂町上加茂 805 番地 1
しんふおにい	三吉町五丁目 1 番 45 号
コミュニティホーム加茂	加茂町上加茂 811 番地

施設名	住所
社会福祉法人一れつ会 法人本部棟	加茂町上加茂 811 番地
指定障害福祉サービス事業所 どんぐり	新市町常 1064 番地 4
あんずの家	御幸町上岩成 845 番地 1
あゆみ苑成人寮	水呑町 187 番地
福山六方学園(多目的室)	水呑町 187 番地
サポートセンター友の家	水呑町 2157 番地
ONE-すてっぷ	卸町 11 番 4 号
さわらび	水呑町 1040 番地 1
障害者支援施設 神辺ホーム	神辺町西中条 1288 番地
みゆき広場	御幸町下岩成 248 番地 1
ジョイジョイワークたかにし	高西町四丁目 3 番 69 号
ジョイジョイワークあすか	今津町三丁目 7 番 6 号
久松共働センター	久松台三丁目 1 番 39 号
福山共働センター	御幸町上岩成 731 番地
広島県立福山若草園 (法人所在地)	水呑町 4357 番地 水呑三新田 42-1 (広島県東広島市西条町田口 295-3 番地)
58	